

あると考えられる。よつて、この条約を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

関税協力理事会を設立する条約

この条約の署名政府は、

その関税制度に最高度の調和及び統一を確保すること並びに、特に、関税技術及びこれに関連する関税法の発展及び改善に固有の問題を研究することが望ましいと考え、

これらの事項についての政府間の協力をこれに含まれる経済的及び技術的要素に留意しつつ促進することが国際貿易上の利益となることを確信して、

次のとおり協定した。

第一条

ここに関税協力理事会(以下「理事会」という。)を設立する。

第二条

(a) 理事会の構成員は、次のとおりとする。

(b) 構成員に対しきる限り高度の調和及び統一を達成する実際の手段を提案する目的をもつて、関税制度の技術的側面及びこれに関連する経済的要素を検討すること。

(c) 条約案及び条約の改正案を作成すること並びにその採択を利害關係を有する政府に勧告すること。

(d) 理事会の活動の結果として締結される条約並びに歐洲関税同盟研

(b) (a)(ii)の規定に基づいて理事会の構成員である独立の関税地域の政府は、その脱退をその外交関係の正式の処理について責任を有する締約政府が理事会に通告した時に、構成員であることを終止する。

(c) 各構成員は、理事会において自己の代表者となる一人の代表及び一人又は二人以上の代表代理を任命する。これらの代表者は、顧問の補佐を受けることができる。

(d) 理事会は、構成員でない政府又は国際機関の代表者に対し、オブザーバーとして参加することを認めることができる。

(e) (d)の諸条約の規定に従つてこれらの条約の解釈又は適用に関する紛争を解決するため、調停機関の資格において勧告すること。紛争の当事者は、その一致した意思により、理事会のこの勧告に従うべきことを事前に約束することができる。

第三条

理事会の任務は、次のとおりとする。

(a) 締約政府がこの条約の一般的目的に即して促進することに合意する関税事項についての協力に關し、すべての問題を研究すること。

(b) 自己の権限内の事項に關し他の政府間機関と協力すること。

(c) 自己の権限内の事項に關し他の政府間機関と協力すること。

(d) 理事会は、常設技術委員会に課する任務及び同委員会に委託する権限を決定する。

(e) 理事会は、年次予算を承認し、支出を管理し、また、事務局に對し、財政に關して望ましいと認めること。

(f) 税關の規則及び手続に關する情報の普及を確保すること。

(g) 自己の発意により又は請求に応じ、この条約の一般的目的の範囲内において、利害關係を有する政府に対し、関税事項に關し情報を提供し、助言を行ない、かつ、勧告すること。

(h) 自己の権限内の事項に關し他の政府間機関と協力すること。

(i) この条約の締約政府

によって推薦され、その外交的通商關係の処理について自主的

を有しており、かつ、独立の構成員として加盟することを承認されたもの

究團が作成した関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約及び税關における物品の評価に関する条約によつて明示的に課さ

び適用を確保するために勧告すること並びに、この目的のため、これららの条約によつて明示的に課された任務を遂行すること。

(b) (a)(ii)の規定に基づいて理事会の構成員である独立の関税地域の政

府は、その脱退をその外交関係の正

式の処理について責任を有する

締約政府が理事会に通告した時

に、構成員であることを終止す

る。

(c) 各構成員は、理事会において自

己の代表者となる一人の代表及び

一人又は二人以上の代表代理を任

命する。これらの代表者は、顧問

の補佐を受けることができる。

(d) 理事会は、構成員でない政府又

は国際機関の代表者に対し、オブ

ザーバーとして参加することを認める

ことができる。

(e) (d)の諸条約の規定に従つてこれららの条約の解釈又は適用に関する紛争を解決するため、調停機関の

資格において勧告すること。紛争の当事者は、その一致した意思により、理事会のこの勧告に従うべきことを事前に約束することができる。

(f) 税關の規則及び手続に關する情報の普及を確保すること。

(g) 自己の発意により又は請求に応じ、この条約の一般的目的の範囲内において、利害關係を有する政

府に対し、関税事項に關し情報を提供し、助言を行ない、かつ、勧告すること。

(h) 自己の権限内の事項に關し他の

政府間機関と協力すること。

(i) この条約の締約政府

によって推薦され、その外交的

を有しており、かつ、独立の構成員として加盟することを承認されたもの

は私的な企業の正当な商業上の利益を害するおそれがあるものを提供することを要求されない。

(b) 理事会は、毎年少なくとも二回会合する。最初の会合は、この条約の効力発生の後三箇月以内に行なわれるものとする。

(a) 理事会は、常設技術委員会及び事務局によつて補佐される。

第五条

理事会は、常設技術委員会及び事務局によつて補佐される。

第六条

理事会は、毎年、構成員の代表のうちから、一人の議長及び二人以上の副議長を選出する。

第七条

理事会は、各構成員は、一票を有する。

(a) 理事会は、毎年少なくとも二回会合する。最初の会合は、この条約の効力発生の後三箇月以内に行なわれるものとする。

第八条

理事会は、各構成員は、一票を有する。

(a) 理事会の各構成員は、一票を有する。ただし、第三条(d)の諸条約であつて、すでに効力を生じており、かつ、自國に適用されないものの解釈、適用又は改正に関する問題については、投票権を有しない。

(b) 理事会は、常設技術委員会及び事務局によつて補佐される。

第九条

理事会の決定は、第六条(b)に定める場合を除くほか、出席しかつ投票権を有する構成員の三分の二の多数による議決で行なわれる。

理事会は、いかなる事項に關しても、その事項について投票権を有する構成員の過半数が出席していない限り、決定を行なわない。

第十条

理事会の決定は、第六条(b)に定める場合を除くほか、出席しかつ投票権を有する構成員の三分の二の多数による議決で行なわれる。

理事会は、いかなる事項に關しても、その事項について投票権を有する構成員の過半数が出席していない限り、決定を行なわない。

第十二条

理事会は、各構成員は、一票を有する。

(a) 理事会は、常設技術委員会及び事務局によつて補佐される。

第十三条

理事会は、各構成員は、一票を有する。

(a) 理事会は、常設技術委員会及び事務局によつて補佐される。

第十四条

理事会は、各構成員は、一票を有する。

(a) 理事会は、常設技術委員会及び事務局によつて補佐される。

第十五条

理事会は、各構成員は、一票を有する。

(a) 理事会は、常設技術委員会及び事務局によつて補佐される。

第十六条

理事会は、各構成員は、一票を有する。

(a) 理事会は、常設技術委員会及び事務局によつて補佐される。

第十七条

理事会は、各構成員は、一票を有する。

附属書

理事会の法律上の能

力並びに特權及び免

除

第一条 定義

第一項 この附属書において、

(i) 第三条の規定の適用上、「財

産及び資産」とは、理事会がそ

の基本的文書に定められた任務

の遂行のために管理する財産及

び基金をも含むものとする。

(ii) 第五条の規定の適用上、「構

成員の代表者」とは、代表団の

すべての代表、代表代理、顧

問、技術専門家及び書記を含む

ものとする。

第二条 法人格

第二項 理事会は、法人格を有し、

次の能力を有する。

(a) 契約すること。

(b) 不動産及び動産を取得し、及

び処分すること。

(c) 訴えを提起すること。

(d) これらの事項に關しては、事務

総局長が理事会を代表する。

第三条 財産、基金及び資

産

第三項 理事会並びに、所在地及び

占有者のいかんを問わず、その財

産及び資産は、免除を明示的に放

棄した特定の場合を除くほか、あ

らゆる形式の訴訟手続の免除を享

有する。もつとも、免除の放棄

は、執行の措置には効果が及ばな

いものと了解される。

第四項 理事会の構内は、不可侵と

する。理事会の財産及び資産は、その所在地及びその占有者のいかんを問わず、搜索、微発、没収、收回

その他、執行上のものであると行政上のものであると司法上のものであると立法上のものであるとを問わず、いかなる形式の強制をも免除される。

第五項 理事会の記録及び一般に理事会が所有し又は保管する文書は、所在のいかんを問わず、不可侵とする。

第六項 理事会は、財政上のいかなる種類の管理、規制又はモラトリームによつても制限されることなく、いかなる通貨をも保持し、及びいかなる通貨の勘定をも設けることができる。

(b) かかる通貨をも保持し、及びいかなる通貨の勘定をも設けることができる。

(a) かかる通貨をも保持し、及びいかなる通貨の勘定をも設けることができる。

(b) かかる通貨をも保持し、及びいかなる通貨の勘定をも設けることができる。

て輸入した物品は、輸入された

ことのないものと了解される。

この政府が同意した条件による

國の政府が同意した条件による

のでなければ、その国では充却

閑税並びに輸入及び輸出に対する

禁止及び制限を免除される。

(c) 理事会の刊行物に關しては、

関税並びに輸入及び輸出に対する

禁止及び制限を免除される。

第九項 理事会は、原則として、消

費税並びに動産及び不動産の売却

に対する税でその価格の一部をな

すものの免除を要求しない。もつ

とも、理事会が公用のために財産

の重要な購入を行なうに際しこれ

に前記の税を課した場合又はこれ

を課することができる場合には、

理事会の構成員は、可能なときは

いつでも、その減免又は還付のた

め適当な行政的措置を執るものと

する。

第十項 理事会は、その公用通信に

關して、各構成員の領域において、郵便、海底線電報、有線電

報、無線電報、写真電報、電話そ

の他の通信に対する優先権、料金

及び課金について、並びに新聞及

びラジオの情報のための報道料金

その他の財産は、

すべての直接税を免除され

ざる。もつとも、理事会は、公益

事業の料金であるに過ぎない税

の免除を要求しないものと了解

される。

(b) 理事会がその公用のために輸

入し又は輸出する物品に關しては

、關稅並びに輸入及び輸出に

対する禁止及び制限を免除され

る適當な安全保障上の措置を執る

ことを妨げるものと解してはならぬ。

第五条 構成員の代表者

及び理事会が設置する各委員会の

会合における構成員の代表者に對

し、完全な言論の自由及び任務の

遂行にあつての完全な独立を保

障するため、任務の遂行にあつて

行なつた口頭の又は書面による

訴訟手続を免除される。

(b) 理事会が支払った給料及び手

当に對する課税を免除される。

(c) 配偶者及び扶養親族とともに

、出入国制限及び外国人登録

を免除される。

第六条 理事会の職員

第七条 理事会の職員は、

第七項 理事会の職員は、

第八条 理事会は、この条の規定

の適用を受ける職員の種類を定め

る。事務監査長は、この種類に屬

する職員の氏名を理事会の構成員

に通報する。

第十九項 理事会の職員は、

第十項 理事会の公用信書その

の公用通信は、檢閱してはならぬ。

この項の規定は、理事会とその

構成員との間の合意によつて定め

る適當な安全保障上の措置を執る

ことを妨げるものと解してはならぬ。

第五項 理事会の公用信書その

の公用通信は、檢閱してはならぬ。

この項の規定は、理事会とその

構成員との間の合意によつて定め

る適當な安全保障上の措置を執る

ことを妨げるものと解してはならぬ。

第六項 理事会の公用信書その

の公用通信は、檢閱してはならぬ。

この項の規定は、理事会とその

構成員との間の合意によつて定め

陳述及びすべての行動に關する訴訟手続の免除は、それらの者が任務の遂行に從事しなかつた場合にも、引き続き与えられる。

第十四項 特權及び免除は、構成員の代表者個人の一身上の便宜のために与えられるものではなく、理事会に与えられるものではなく、理

事會が設置する各委員会の任務を獨立して遂行することを保障するために与えられるものである。したがつて、構成員は、自國の代表者に与えられる免除が裁判の進行を阻害するものであり、かつ、その免除が与えられる目的を害することなくこれを放棄することができると判断する場合には、その免除を放棄する場合には、その免除を放棄する権利を有するばかりでなく、これを放棄する義務を負う。

第十五項 第十二項及び第十三項の規定は、代表者がその国民である國又はその代表者が代表する若しくは代表していた國の當局については、適用しない。

第十六項 第十二項及び第十三項の規定は、代表者がその国民である國又はその代表者が代表する若しくは代表していた國の當局については、適用しない。

第十七項 理事会の職員は、

第十八項 理事会は、この条の規定

の適用を受ける職員の種類を定め

る。事務監査長は、この種類に屬

する職員の氏名を理事会の構成員

に通報する。

第十九項 理事会の職員は、

第二十項 理事会の公用信書その

の公用通信は、檢閱してはならぬ。

この項の規定は、理事会とその

構成員との間の合意によつて定め

る適當な安全保障上の措置を執る

ことを妨げるものと解してはならぬ。

第二十一項 理事会の公用信書その

の公用通信は、檢閱してはならぬ。

この項の規定は、理事会とその

構成員との間の合意によつて定め

る適當な安全保障上の措置を執る

ことを妨げるものと解してはならぬ。

第二十二項 理事会は、この条の規定

の適用を受ける職員の種類を定め

る。事務監査長は、この種類に屬

する職員の氏名を理事会の構成員

に通報する。

第二十三項 理事会は、常設技術委員会

及び理事会が設置する各委員会の

会合における構成員の代表者に對

し、完全な言論の自由及び任務の

遂行にあつての完全な独立を保

障するため、任務の遂行にあつて

行なつた口頭の又は書面による

訴訟手續を免除される。

(b) 理事会が支払った給料及び手

当に對する課税を免除される。

(c) 配偶者及び扶養親族とともに

、出入国制限及び外国人登録

を免除される。

昭和三十九年四月二十二日 衆議院会議録第二十五号 関税協力理事会を設立する条約の締結について承認を求める件外一件

(d) 為替の便宜に關し、同等の地位にある外交使節団の構成員に与えられる特權と同一の特權を有される。

(e) 配偶者及び扶養親族とともに、國際的危機の場合に、同等の地位にある外交使節団の構成員に与えられる帰國の便宜と同一の便宜を有される。

(f) 当該国で最初にその地位につく際に家具及び携帯品を無税で輸入する権利並びに任務を終了した際に家具及び携帯品を無税でその本国に返送する権利を有する。

第十八項 理事会の事務総局長は、第十七項に定める特權及び免除のほか、自己、配偶者及び二十歳未満の子に關して、國際法に從つて外交使節団の長に与えられる特權、免除及び便宜を有えられる。

第十九項 特權及び免除は、理事会の利益のためにのみ職員に与えられるものであつて、職員個人の一身上の便宜のために与えられるものではない。事務総局長は、職員に与えられる免除が裁判の進行を阻害するものであり、かつ、理事会の利益を害することなくこれを放棄することができると判断する場合には、その免除を放棄する権利及び義務を有する。

第六条 特權の濫用

場合には、その免除を放棄する権利及び義務を有する。事務総局長の場合は、理事会がその免除を放棄する権利を有する。

第七条 理事会のための任務を行なう専門家

の地位にある外交使節団の構成員に与えられる特權と同一の特權を有する。

第八条 特權の濫用

事務総局次長は、同等の地位にある外交使節団の構成員に与えられる特權、免除及び便宜を有する。

第九条 紛争の解決

第三十項 理事会のための任務を行なう専門家(第六条の適用範囲に属する職員を除く。)は、その任務に関連する旅行に費やす時間を含む任務の期間中、任務を独立して遂行するため必要な特權、免除及び便宜を有する。この専門家は、特に、次の特權及び免除を有される。

(a) 身柄の抑留又は拘禁及び手荷物の押収の免除

(b) 任務の遂行にあたりその機能の範囲内で行なつた口頭の又は書面による陳述及び行動に關して、あらゆる種類の訴訟手続の免除

(c) すべての書類及び文書の不可侵

第二十一項 特權、免除及び便宜

は、理事会の利益のために専門家に与えられるものであつて、専門個人の一身上の便宜のために与えられるものではない。事務総局長は、専門家に与えられる免除が裁判の進行を阻害するものである。その手続が執行されている職員に代わつてこれに参加する権利を有する。

第二十二項 理事会、常設技術委員会及び理事会が設置する各委員会の会合における構成員の代表者での任務の遂行中のもの及び会合

第七条 理事会のための任務を行なう専門家

の地位にある外交使節団の構成員に与えられる特權と同一の特權を有する。

第二十項 理事会のための任務を行なう専門家(第六条の適用範囲に属する職員を除く。)は、その任務に関連する旅行に費やす時間を含む任務の期間中、任務を独立して遂行するため必要な特權、免除及び便宜を有する。この専門家は、特に、次の特權及び免除を有される。

(a) 身柄の抑留又は拘禁及び手荷物の押収の免除

(b) 任務の遂行にあたりその機能の範囲内で行なつた口頭の又は書面による陳述及び行動に關して、あらゆる種類の訴訟手続の免除

(c) すべての書類及び文書の不可侵

第二十一項 特權、免除及び便宜

は、理事会の構成員の代表者又は有する者は、その國に派遣されてゐる外交使節に適用される外交上の手続に従ふ場合を除くほか、その國からの退去を要求されることはない。

(d) 第十八項の規定の適用を受けない職員は、その國の外務大臣の承認がある場合を除くほか、その國からの退去を命令されることはない。その承認は、理事会の事務総局長と協議した後でなければ与えられない。職員に対し退去に関する手続が執られる場合には、理事会の事務総局長は、その手続が執行されている職員に代わつてこれに参加する権利を有する。

第二十二項 理事会、常設技術委員会及び理事会が設置する各委員会の会合における構成員の代表者での任務の遂行中のもの及び会合

地への往復の旅行中のもの並びに第十六項及び第二十項に掲げる職員は、職務上の活動を理由として、その任務を遂行している國から退出するようその地域の当局によつて要求されることはない。もつとも、その國における公的任務以外の活動のためこれらの者が滞在する特權を濫用した場合には、その任務に關連する旅行に費やす時間と任務の期間中、任務を独立して遂行するため必要な特權、免除及び便宜を有する。

第二十三項 事務総局長は、裁判の正當な運営を容易にし、警察法令の遵守を確保し、並びにこの附屬書に定める特權、免除及び便宜に關する条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

第二十四項 理事会は、次の紛争の適当な解決方法について定めなければならない。

(a) 契約から生ずる紛争又は他の私法的性格を有する紛争であつて、理事会を当事者とするもの

(b) 公的性質により免除を享有する理事会の職員に関する紛争。

(c) 理事会の構成員の代表者又は有する者は、その國に派遣されてゐる外交使節に適用される外交上の手続に従ふ場合を除くほか、その國からの退去を要求されることはない。

第二十五項 理事会は、一又は二以上の締約政府との間で、当該締約政府に關連する限りにおいてこの附屬書の規定の適用を調整する補足協定を締結することができる。

第二十六項 理事会は、裁判の正當な運営を容易にし、警察法令の遵守を確保し、並びにこの附屬書に定める特權、免除及び便宜に關する条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

第九条 紛争の解決

第二十七項 理事会は、次の紛争の適当な解決方法について定めなければならない。

(a) 契約から生ずる紛争又は他の私法的性格を有する紛争であつて、理事会を当事者とするもの

(b) 公的性質により免除を享有する理事会の職員に関する紛争。

(c) 理事会の構成員の代表者又は有する者は、その國に派遣されてゐる外交使節に適用される外交上の手続に従ふ場合を除くほか、その國からの退去を要求されることはない。

第二十八項 理事会は、裁判の正當な運営を容易にし、警察法令の遵守を確保し、並びにこの附屬書に定める特權、免除及び便宜に關する条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

遺言の方式に關する法律の抵触に關する条約

この条約の署名國は、この条約の署名國は、

遺言の方式に關する法律の抵触を解決する共通の規則を定めることを希望して、

第一条 第一条

遺言は、その方式が次に掲げるいずれかの地又は國の国内法に適合するときは、方式に関し有効とする。

(a) 遺言者が遺言をした地

(b) 遺言者が、遺言をした時又は死亡の時に、国籍を有した國

(c) 遺言者が、遺言をした時又は死亡の時に、常居所を有した地

(d) 遺言者が、遺言をした時又は死亡の時に、住所を有した地

(e) 不動産について、その所在地

(f) 遺言者が、遺言をした時又は死亡の時に、常居所を有した地

(g) 遺言者が、遺言をした時又は死亡の時に、住所を有した地

(h) 遺言者が、遺言をした時又は死亡の時に、常居所を有した地

(i) 遺言者が、遺言をした時又は死亡の時に、住所を有した地

(j) 遺言者が、遺言をした時又は死亡の時に、常居所を有した地

(k) 遺言者が、遺言をした時又は死亡の時に、住所を有した地

(l) 遺言者が、遺言をした時又は死亡の時に、常居所を有した地

(m) 遺言者が、遺言をした時又は死亡の時に、住所を有した地

遺言の方式に關する法律の抵触に關する条約

この条約の署名國は、この条約の署名國は、

遺言の方式に關する法律の抵触を解決する共通の規則を定めることを希望して、

第一条 第一条

遺言は、その方式が次に掲げるいずれかの地又は國の国内法に適合するときは、方式に関し有効とする。

(a) 遺言者が遺言をした地

(b) 遺言者が、遺言をした時又は死亡の時に、国籍を有した國

(c) 遺言者が、遺言をした時又は死亡の時に、常居所を有した地

(d) 遺言者が、遺言をした時又は死亡の時に、住所を有した地

(e) 不動産について、その所在地

(f) 遺言者が、遺言をした時又は死亡の時に、常居所を有した地

(g) 遺言者が、遺言をした時又は死亡の時に、住所を有した地

(h) 遺言者が、遺言をした時又は死亡の時に、常居所を有した地

(i) 遺言者が、遺言をした時又は死亡の時に、住所を有した地

(j) 遺言者が、遺言をした時又は死亡の時に、常居所を有した地

(k) 遺言者が、遺言をした時又は死亡の時に、住所を有した地

(l) 遺言者が、遺言をした時又は死亡の時に、常居所を有した地

(m) 遺言者が、遺言をした時又は死亡の時に、住所を有した地

第三に、改正法案によると、中小企業者を代表して商工組合が、進出によりとすると大企業と交渉を行ない、契約を締結することができるとなつております。しかし、中小企業者は団結しても力が弱く、弱体な商工組合もたくさんあります。この商工組合の自主的な交渉にまかせるとき、商工組合の判断力、交渉力では、大企業からの圧力や巧妙な手段によってごまかされるおそれが多分にあるのであります。

そこで、このようにしてインチキ協定が締結された場合、救済措置はどうなつてゐるのか、自分たちが自主的にきめたのだから政府は知らないといふのか、通産大臣の御答弁をお願いいたします。

商工組合が交渉の申し出をしたとき、大企業側に応諾義務はあるが、時間の引き延ばしはできるのであります。さらに、交渉を始めても、契約締結に引き延ばし戦術をとることもできる。あつせん、調停を申請しても、これまた時間的制約がありません。これまた、通産大臣にお伺いいたします。

第四に、中小企業基本法に対する附帯決議として、「紛争処理のための機関の整備については、公正且つ実行力のある機構を設けるよう考慮すること」となつており、改正案によるところ、

団体組織法、中小企業等協同組合法等

拘束力はありません。小売商業特別措置法でも、紛争を都道府県知事がせんまたは調停することになつております。

そこで、通産大臣にお伺いいたしま

すが、この種の紛争に對し、中央段階

をした事例があつたらお教え願いたい。また、自治大臣にお伺いいたしま

すが、地方であつせん、調停に成功し

た事例がありますか。社会党知事の福

岡県において、ただ一件成功してお

ります。さらにまた、従来法律をつくつて

は、都道府県にこれが実施方を委任し

ており、しかも予算をほとんどつけ

ず、都道府県の手弁当になつてゐる例

が非常に多いのであります。ところで

で、今回は都道府県中小企業調停審議

会の専門委員の人員数をどの程度予定

し、予算は幾ら計上しているのか、自

治大臣に御答弁を願います。

そして、あつせんまたは調停を公

正かつ実行力あるものにするために

は、通産省所管の調停審議会程度のも

のではなく、より強力な第三者的な機

関、調停委員会といふようなものを内

閣に直屬すべきではないかと思いま

すが、総理大臣の見解をお伺いいたし

ます。

第五に、政府は、大資本によるス

パーへの進出を、刺激剤として歓迎し

ているような様子であります。だが、

政府が、ほんとうに中小企業者の寄り

合いスーパー・マーケットや、寄り合い

百貨店を育成する氣であるならば、大

企業者をして行なわしめる場合も、同

じくから行なわなくとも、資本的または

個別し、これに違反する者には罰則を

もつて臨むこと、第三に、大企業がみ

ているのであります。また税制面にお

きましても、従来の中小企業の減税は

おおむね百数十億円でございました

が、今年度はその四倍をこえる六百億

円の減税ではございませんか。いまだ

かつてこういうことをやつたことはな

い。私は、革新的中小企業対策をやる

といふ公約は完全に守られて、中小企

業の方々も大体了解していただいて

ると思つておるのであります。(拍手)

次に、営業の自由といいますか、職

業選択の自由は、憲法第二十二条で認

く」となつております。しかし、どの

項目の

予算を使い、額は幾ら予定しているの

か、大蔵大臣に御答弁をお願いいたし

ます。

そこで、この改正案では、大企業者

の身がわり進出は全然防止できませ

ん。したがつて、社会党は、この法律

案のようなざる法ではなく、真に中小

企業者を保護育成するため、中小企業

者に適切な事業分野を確保して、そ

の

経営の基礎を安定させるために、次の

よくな趣旨の中小企業者の事業分野の

をお伺いいたします。

(拍手) 総理並びに各大臣の誠意ある御

答弁を期待いたしまして、質問を終わ

ります。

最後に、この改正案では、大企業者

の身がわり進出は全然防止できませ

ん。したがつて、社会党は、この法律

案のようなざる法ではなく、真に中小

企業者を保護育成するため、中小企業

者に適切な事業分野を確保して、そ

の

経営の基礎を安定させるために、次の

よくな趣旨の中小企業者の事業分野の

をお伺いいたします。

(拍手) 総理並びに各大臣の誠意ある御

答弁を期待いたしまして、質問を終わ

ります。

最後に、この改正案では、大企業者

の身がわり進出は全然防止できませ

ん。したがつて、社会党は、この法律

案のようなざる法ではなく、真に中小

企業者を保護育成するため、中小企業

者に適切な事業分野を確保して、そ

の

経営の基礎を安定させるために、次の

よくな趣旨の中小企業者の事業分野の

をお伺いいたします。

(拍手) 総理並びに各大臣の誠意ある御

答弁を期待いたしまして、質問を終わ

ります。

められております非常な重要な原則でございます。しかし、職業選択の自由につきましても、公共の福祉のためにはある程度の制限はいたさなければならぬこともおわかりと思います。その制限のしかたでござりますが、広い範囲にわたって、各業種にわたって、法律で他の者がその職業に入ることを禁止するということは、これは相当問題があると思います。われわれは、あくまで、自由主義、民主主義の職業選択の自由を確保しながら、公共の福祉のためにある程度の制限をすることは考えますけれども、広く網をかけて制限するということは、私は、問題があると思うであります。憲法の精神を守らうとするあなたは十分御研究を願いたい。こうやうものは、そろこの場合にこうやつたほうが便利がいいからといふので、基本原則を、憲法を犯すような危険はやるべきではないと思います。

なお、事業活動の調整を内閣でやつたらいい、内閣でやるべきではないか、こういうお話をございますが、これは行政の実態に沿いません。各産業部門を取り扱つておる各行政庁が、その事業分野において検討し、行なうべきでございまして、内閣であるということは、いまの内閣制度、産業の実態に沿わないやり方だと考えます。(拍手)

【國務大臣福田一君登壇】

められております非常な重要な原則でございます。

○國務大臣(福田一君)　お答えをいたしました。

調停が不当なものであつた場合にどうするか、また、調停案ができるても実行されないではないかという御質問だ

すやり方をごらんください。わざりますように、これには公平な第三者等が入つていろいろと審議をしてやられるのでございまして、しかも、これが大企業の言い分だけを聞いてものごとを決するというようなことは、私は、いまの社会の姿ではとうていできないことだと思っております。私は、そういうふうな不當なことが行なわれないよう、通商産業省としては、やはりある程度の行政指導をやっていかなければならぬと想つています。

また、事実、調停ができるとしても実行されなければならないじやないか、こういうことであります。調停案ができるれば、必要があれば、審議会の意見を聞きましたして、これに、こうやうわけだからこういう調停ができた、これはこの理由であるといふことを公表すれば、必要があれば、審議会の意見を

上げたように、調停ができるて、先ほど申し上げたように、調停ができるて、不當に

されなければならないといふ場合は、これを行なわないといふような場合に、おいては、政府としても行政指導の面で考えていかなければならないと思つておるわけでござります。

それから、スーパーの進出について御質問がございましたが、これにつきましては、産業合理化審議会の流通部会で中間報告をいたしたわけでござりますが、これはさしあたり法的な措置を講ずる必要はないが、今後必要があるかどうか、また別途の審議会で大いに研究をすべきである、こういう意味のことをいたします。われわれとして扱つつもりでござります。個々の交渉はなかなか簡単にそれを破るといふところはできるものではございません。私たちにはそういう意味でこの法律は効果をあげ得ると考えております。

○國務大臣(赤澤正道君)　お答えいたしました。

○國務大臣(赤澤正道君)　お答えいたしました。

○國務大臣(赤澤正道君)　お答えいたしました。

○國務大臣(赤澤正道君)　お答えいたしました。

おり、非常に少ない。調停の申し立てがないわけでございまして、非常にい

ままで少なかつたことは事実であります。そういうような場合には、今度は調停ができたよろな場合に、もしこれに反した場合には、財政資金をつけなければなりません。そういうような措置をしなければだ

がります。御承知のとおり、専門委員を置きました。そして、具体的案件の調査、検討、資料の収集等をはかりますために必要な

経費を計上いたしております。三十九年度の予算是百八十五万五千円でござります。

○國務大臣(赤澤正道君)　お答えいたしました。

○國務大臣(赤澤正道君)　お答えいたしました。

○國務大臣(赤澤正道君)　お答えいたしました。

○國務大臣(赤澤正道君)　本日は、これにて散会いたします。

午後三時四分散会

出席國務大臣

内閣總理大臣　池田　勇人君

大藏大臣　田中　角榮君

通商產業大臣　福田　一君

郵政大臣　古池　信三君

自治大臣　赤澤　正道君

出席政府委員

内閣法制局長官　林　修三君

外務政務次官　毛利　松平君

農林政務次官　丹羽　兵助君

中小企業庁長官　中野　正一君

○朗説を省略した議長の報告

(法律公布奏上及び通知)

一、去る十六日、次の法律の公布を奏上し、その旨參議院に通知した。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

旅行あつ旋業法の一部を改正する法律

国際觀光ホテル整備法の一部を改正する法律

一、去る十六日、船田議長は、池田内閣總理大臣申出の、次の者を第四十

六回國会政府委員に任命することを承認した。

(政府委員承認)

一、去る十六日、船田議長は、池田内閣總理大臣申出の、次の者を第四十

六回國会政府委員に任命することを承認した。

昭和三十九年四月二十三日　衆議院会議録第二十五号

中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する桜井義尚君の質疑

朗説を省略し

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

レ

の権力的手段によつて役員の大半を

大企業者又はその意に従う特殊関係にある中小企業者によつて独占してしまふからである。

これは、組織の前提たる三分の二以上を中小企業とする原則と全く相

反する役員構成を認めている法の不備であると思うので、次の諸点につき政府の見解を伺いたい。

一 役員もその三分の二以上を中小企業者でなければならぬこととする必要はない

一 役員もその三分の二以上を中小企業者でなければならぬこととなつてお

り、かつ、商工組合の組合員の議

改正すべきであると思うがどう

か。右質問する。

昭和三十九年四月十七日

内閣総理大臣 油田 勇人

衆議院議長船田中殿
衆議院議員高田富之君提出中小企

業団体の組織に関する法律の
する質問に対し、別紙答弁書を送付

〔別紙〕

衆議院議員高田富之君提出中小企

業団体の組織に関する法律の
右答弁する。

運用に関する質問に対する答弁書

輸出保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

右報告する。

昭和三十九年四月二十二日

商工委員長 二階堂 進

衆議院議長船田中殿

本案は、輸出競争の激化及び開

放経済体制への移行に対処して輸出振興策の強化が要請されている

今日、輸出保険制度の果たすべき役割は一層重要となるので、この

制度をさらに拡充し、もつてわが国輸出の振興を図らうとするもの

でその内容は次のとおりである。

1 普通輸出保険増加費用保険の範囲を拡大して、航海または航

路の変更により新たに負担すべき海上の運賃および保険料のほ

か、陸上の運賃および保険料を

てん補の対象とする。

2 普通輸出保険により担保され

る船積前信用危険の範囲を拡大

して、輸出契約の相手方の破産のほか、新たにこれに準ずる支

払不能によつて輸出できなくな

ることにより受ける損失をてん

補すること。

3 この法律は、公布の日から起

算して三十日を経過した日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、輸出保険制度を拡充し、輸出の振興に寄与する措置とし、有効適切なものと認め、これを可決すべきものと譲決した次

第である。

及び便益等について規定している。

なお、この条約は加入書が寄託された日に効力を生じ、無期限の

有効期間を有するが、効力発生の日から五年が経過した後は、いつでも脱退することができるところになつてゐる。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

本件の締結について承認を求める件に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

本条約は、關稅の賦課、徵収等

關稅に關する技術的側面を國際的に統一し、通關手続を簡素化する

ため、國際協力理事会を設立する

ことを目的とし、一九五〇年十一月に歐洲關稅同盟研究團加盟に

より採択されたもので、一九五二年十一月に発効している。

政府は、一九五三年以来、この

理事会にオブザーバーを出席させ、密接な接觸を保つてきだが、

このたび、關稅事項につき諸外国との意思の疎通を図り、あわせ

て、國內の關稅行政全般の事務改善と合理化のため、この条約に正式に加入することとした。

本条約は、理事会の構成員、任務、権限、經費の負担、國際連合その他の國際機関との協力等を規定しており、今後とも引き続きなお一層指導の強化をはかりたいと考えてゐる。

右報告する。

昭和三十九年四月二十二日

外務委員長 白井 莊一

衆議院議長船田中殿

遺言の方式に関する法律の抵触
に関する条約の締結について承
認を求めるの件(參議院送付)に
関する報告書

一 本件の要旨及び目的

本条約は、一九六〇年の「一
国際私法會議の第九回會議におい
て採択された条約案をもととして
一九六一年に作成され、一九六四
年一月五日に発効したものであつ
て、わが國は、同年一月三十日に
この条約に署名した。

本条約は、遺言の方式に関する
国際私法が國により異なることか
ら生ずる不合理を除くため、各國
に共通の規則を定め、遺言者がこ
の条約の定める方式に従つてした
遺言は原則としてどの關係國でも
有効と認められることを目的とし
たもので、遺言が、行為地法、本
國法、住所地法、常居所地法、不
動産についてはその所在地法のい
ずれかに従つてされたときは、そ
の遺言を方式上有効とすること、
前の遺言を取り消す遺言について
も前項の規定を適用すること、其
同遺言の方式についても本条約を
適用すること等を規定している。

本条約は、署名國による三番目の
批准書寄託の日の後六十日目の日
に効力を生じ、発効の日から五年
間効力を有し、その後も廃棄しな

い限り、五年ごとに暗示的に更新
されることになつてゐる。

よつて政府は、本条約の締結に
ついて、日本国憲法第七十三条第
三号ただし書の規定に基づき、国会
の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

わが國が本条約に参加すること
は、国際私法に関する規則の漸進
的統一のための國際協力の見地か
ら、望ましいのみならず、さらに
各國がこの条約に参加し、この条
約の規定を國內法に採り入れること
により、遺言者及び遺言の受益
者双方の受ける利益も少なくない
ので、本条約の締結は妥当な措置
であると認め、本件は承認すべき
ものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十九年四月二十二日

外務委員長 白井 庄一

衆議院議長船田中殿

充	正誤	衆議院会議録第二十四号(その一)中
充	正誤	衆議院会議録第二十四号(その一)中